

事例1-(1)-⑤	
件名	エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定
改善の方向	国土交通省は、建築主の負担軽減を図るため、現行法に適合している既存建築物にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要であることを明確化する必要がある。
意見・要望等	既存建築物と増築建築物をエキスパンションジョイントで接合した場合、それぞれ構造計算適合性判定が必要とされているが、相互に応力を伝えない構造であり、建築主には同判定の手数料が負担となるため、建築確認を受けた既存建築物については不要とすべきである。 (特定行政庁)
府省名	国土交通省
関係法令名	建築基準法（昭和25年法律第201号） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>建築主は、建築物の新築、増築等を行う場合、工事に着手する前に、特定行政庁（都道府県、人口25万人以上の市等）に置かれる建築主事等の確認を受けなければならない（建築基準法第6条第1項）、このうち高さ13m又は軒の高さが9mを超える木造建築物等(注1)について、建築主事は、都道府県知事又は知事が指定する指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を求めなければならない（建築基準法第6条第5項及び同法第18条第4項）。</p> <p>(注1) 構造計算適合性判定の対象となる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物 ・ 地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物 ・ 高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 等 <p>二以上の部分がエキスパンションジョイント(注2)その他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物については、それぞれが別の建築物とみなされるが（建築基準法施行令第81条第4項）、既に建築確認を受けた既存建築物であっても、法令等に例外規定はなく、構造計算適合性判定は必要となっている。</p> <p>(注2) 相互に応力を伝えない接合部</p> <p>なお、新たな規定の施行又は適用により建築基準法令の規定に適合しない既存建築物（以下「既存不適格建築物」という。）について一定の範囲で増改築する場合には、建築基準法第86条の7第1項の規定に基づき同法第20条の規定が適用されないため、構造計算適合性判定</p>

の対象となる構造計算に相当する構造計算を行う場合であっても、構造計算適合性判定の対象外となっていたが、平成26年6月4日に公布された建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により、建築基準法第86条の7第1項の規定により既存不適格建築物に対する制限の緩和措置が講じられる場合でも、現行の構造計算適合性判定の対象となる構造計算に相当する構造計算を行う場合には、構造計算適合性判定の対象とすることとなった。

[問題となる実態等]

調査した5指定構造計算適合性判定機関(注3)における平成19年度から24年度までのエキスパンションジョイントで接合された既存建築物に係る構造計算適合性判定の申請件数は、20件となっている。

(注3) 構造計算適合性判定の全部又は一部を行うことができる機関で、都道府県知事が指定。

また、調査した3特定行政庁は、表1のとおり、既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。

表1 特定行政庁における意見

意見の内容
建築確認を受け適法とされた建物にエキスパンションジョイントを使用して増築するのであれば、それぞれの建物は独立していることから、 <u>既存建築物の構造計算適合性判定を不要とするのは妥当な意見</u> と考える。
建築確認を受け適法と判断された建物にエキスパンションジョイントを使用して増築するのであれば、既存建築物に構造上ほとんど影響を与えることはないので、既存建築物については、 <u>構造計算適合性判定は必要ない</u> と考える。
既存建築物にエキスパンションジョイントで接合して増築する場合、既存建築物に対しては影響が及ばないので、 <u>構造計算適合性判定は不要</u> であると考える。

(注) 当省の調査結果による。

さらに、1指定構造計算適合性判定機関でも、表2のとおり、既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。

表2 指定構造計算適合性判定機関における意見

意見の内容
建築確認を受け構造上も問題ないとされた建物であることから、エキスパンションジョイントを使用して増築した場合は、 <u>既存建築物部分の構造計算適合性判定を不要としても支障はない</u> ものと考え。

(注) 当省の調査結果による。

また、表3のとおり、調査した2建築事務所は、i) 増築により

既存建築物に影響はないため廃止すべきである、ii) 既存建築物の構造計算適合性判定がなくなると、施設を拡大する場合の増築計画の可能性が広がるとしている。

表3 建築事務所の意見

意見の内容
<u>審査料が高額であり、増築により既存建築物に影響はないのであるから廃止すべき</u> である。
<u>既存建築物を構造関係の現行法規に適合することを証明せずに、増築計画を行えるため、増築計画の可能性が広がる。</u> 例えば、工場などで当初見込んだ製品の出荷予定が大幅に増え、製造ラインをつなげて施設を拡大したい時、既存建築物が現行法規に適合しないため、仕方なく別棟を考えたが、利便性が良くないため計画がとん挫したことがある。

(注) 当省の調査結果による。

なお、構造計算適合性判定の手数料は、各都道府県の条例において定められており、床面積を基に計算されるが、手数料について把握できた調査対象の1指定構造計算適合性判定機関における既存建築物の構造計算適合性判定に要した手数料をみると、延べ床面積1,112.49㎡の建物で27万2,000円となっている。